

6. 授業の出欠席等

●学校感染症について

「1. 本冊子以外の参照項目について（重要）」で記載している別冊子の「授業の出欠席等」に記載している欠席理由について、学校感染症の種類と出席停止期間の基準は以下の通りです。

出席停止の対象となる学校感染症の種類と出席停止期間の基準について

第一種感染症 出席停止期間の基準： 【治癒するまで】	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第二種感染症 出席停止期間の基準： 【下表参照※】	インフルエンザ、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、 新型コロナウイルス感染症 、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症 出席停止期間の基準： 【医師により感染のおそれがないと認められるまで】	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

※ 第二種感染症出席停止期間の基準

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱 （プール熱）	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで